

熊本県認可外保育施設に係る認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の 自主点検表の取扱要領

(趣旨)

第1 この取扱要領は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の自主点検表（以下「自主点検表」という。）の活用により認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）に基づく指導監督の効果的な実施を図るとともに、令和6年10月1日以降に設置届を提出する認可外保育施設（以下「新規開設施設」という。）については幼児教育・保育の条件付き無償化の対象として市町村に確認申請することを可能とするため、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2 この取扱要領の対象となる施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定により県への届出が義務付けられている認可外保育施設（以下「届出対象施設」という。）とする。

(自主点検表の活用および提出)

第3 届出対象施設は、以下のとおり自主点検表を活用するものとする。また、届出対象施設は、県からの要請に応じて、自主点検表を県に提出するものとする。

- (1) こどもの健やかな成長と安心・安全な保育の実現に向け、普段から自主点検表を用いて自己点検に努める。
- (2) 指導監督基準に適合していない項目がある場合は、その改善に努める。
- (3) 新規開設施設については、開設後すみやかに、自主点検表を用いて指導監督基準に適合しているかどうか自己点検を行う。

(条件付き無償化の始期)

第4 新規開設施設について、子ども・子育て支援法に基づく特定子ども・子育て支援施設等であることの確認の効力は申請日より前に遡及することはできないが、県が自主点検表により指導監督基準に適合している旨を確認した日まで、市町村の判断により幼児教育・保育の条件付き無償化の始期を遡及可能とする。

(新規開設施設に係る自主点検表の取扱手順)

第5 新規開設施設が自主点検表を作成し、特定子ども・子育て支援施設等として確認申請を行う事務の流れ及び様式は、次のとおりとする。

(1) 事務の流れ

別紙「新規開設の認可外保育施設における自主点検表の事務フローについて」のとおりに

(2) 各種様式

自主点検一様式1 「認可外保育施設自主点検表 送付届」

自主点検一様式2 「認可外保育施設指導監督基準に適合する旨の自主点検表の受理について（通知）」

自主点検一様式3 「認可外保育施設指導監督基準に適合する旨の自主点検表の不受理について（通知）」

自主点検一様式4 「認可外保育施設指導監督基準に適合する旨の自主点検表の受理について（報告）」

（自主点検表の分類）

第5 届出対象施設で用いる自主点検表については、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和6年4月10日付 こ成保第236号成育局長通知）の別表評価基準に基づき、次の4つの施設類型ごとに分類する。

- （1）自主点検表ー1 … 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設
- （2）自主点検表ー2 … 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設
- （3）自主点検表ー3 … 居宅訪問型保育施設（複数の保育従事者を雇用しているもの）
- （4）自主点検表ー4 … 居宅訪問型保育施設（個人のベビーシッター）

附則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。